

# 新しい「三重のものづくり産業」のあり方検討および県内ものづくり企業 DX推進支援事業業務委託仕様書

## 1. 事業目的

県内ものづくり中小企業・小規模企業等は、新型コロナウイルス感染症の影響や自動車産業の「CASE」（コネクティッド・自動化・サービス化・電動化）への対応など 100 年に一度の大変革期を迎えている。この変革に対応していくため、これまでの取組のさらなる進化と新たな視点による革新で企業の生産性と収益力を向上していくことが求められている。

このため、本事業は、自動車関連企業等をはじめとする県内ものづくり中小企業・小規模企業等それぞれが有する技術や製品における自社の強みを引き出し、さらにレベルアップを図ることや、生産過程のみならず、企業のあらゆる部門（総務・経理、調達・物流等）でDXを推進し、県内ものづくり中小企業・小規模企業等の企業力・経営基盤の向上を図るとともに、新たな分野への参入を促進し、企業活動の拡充を図ることを目的とする。また、県内ものづくり企業の実状と課題をふまえ、生産性の向上や新事業への展開を図るとともに、感染症対策も含めたあらゆる場面で非対面・非接触ビジネスが展開される「新しい生活様式」に適応した新しい「三重のものづくり産業」のあり方を有識者会議により検討・整理し、今後の産業振興施策につなげていくことを目的とする。

なお、本仕様書における用語の定義は、下記のとおりとする。

デジタル・トランス フォーメーション (DX)	各部門における効率化を目指すだけでなく、「総務・経理」「調達・物流」「製造・開発」「営業」など各部門横断的にデジタルデータを活用することによって、企業のバリューチェーン全体の効率化及び変革を図ること。
-------------------------------	--

## 2. 業務名

新しい「三重のものづくり産業」のあり方検討および県内ものづくり企業DX推進支援事業業務委託

## 3. 履行期間

契約日から令和3年3月22日（月）

## 4. 業務概要

(1) コロナ禍等社会経済情勢変化への対応状況調査

自動車関連企業をはじめとする県内中小ものづくり企業のCASEをはじめとした自動車産業の構造変化やコロナ禍等社会経済情勢変化への対応状況、及びDX推進への関心・取り組み状況について調査・分析を行う。また、自社の技術の強みやこれを活かした他分野・新たな業種への事業展開に向けた対応状況や可能性を調査・分析し、新事業展開の可能性について示唆を行う。

ア 自動車関連企業をはじめとする県内中小ものづくり企業を対象に無作為でアンケート調査を実施するとともに、少なくとも 300 社以上の回答に基づく分析を行うこと。また、調査に先立ち調査項目例を示すこと。

対象とする企業群については県と協議のうえで決定すること。

イ 三重県の産業構造や優位性、強み、これまでの産業政策等を踏まえたうえで、県内自動車関連産業を中心とする県内中小ものづくり企業を取り巻く現状と課題について、国内外の現状を踏まえて調査すること。

ウ 調査結果から、企業の規模別・業界別の対象企業群の対応状況・動向の傾向・課題を整理・分析するとともに、DX推進を通じて、今後の自動車関連産業を中心とした県内中小ものづくり企業の経営の新たな柱となりうる他分野・新たな業種展開を含めた事業展開の可能性について示唆すること。

エ 企業の規模別・業界別にDX推進の現状を把握するとともに、県内企業における優良事例や共通する課題・解決策を整理すること。また、県内ものづくり企業の現状を国内外の状況と比較すること。

(DX推進の現状例)

- ・ 業務においてデータ等の収集・利活用は行っていない
- ・ 個別工程の機械の稼働状況について「見える化」を行っている
- ・ 人員の稼働状況について「見える化」を行っている
- ・ 複数部門間で連携してデータ等の共有・利活用を行っている 等

(2) (1) の調査内容を踏まえた有識者会議による新しい「三重のものづくり産業」のあり方検討

(1) の調査内容を踏まえて、有識者会議を開催し、生産性の向上や新事業への展開を図るとともに、感染症対策も含めたあらゆる場面で非対面・非接触ビジネスが展開される「新しい生活様式」に適応した新しい「三重のものづくり産業」のあり方を検討する。

ア 有識者会議を以下の要件で構成員を決定のうえ実施すること。

開催回数：3回（9月中旬、11月下旬、2月下旬を目安とする）

開催方法：オンライン会議も可とする。

主な構成員：産官学金の有識者

委員の構成人数：6～7人程度

なお、有識者会議実施には次の業務を含む

- ・会議の日程調整、会場確保、事務連絡
- ・議事録の作成
- ・有識者会議に必要なデータ、資料提供
- ・各委員への謝金・旅費支払い

- イ (1) の調査結果や有識者による議論等を踏まえ、「新しい生活様式」に適応した新しい「三重のものづくり産業」のあり方の方向性・推進すべき施策を整理すること。

### (3) 県内ものづくり企業DX推進支援

(1) の調査結果に基づき、企業の動向、DX推進にあたっての課題とその解決方法及びDX推進を担う人材育成等を念頭に、DX推進に向けた意識啓発・推進支援活動（セミナー開催、個別支援、グループ支援等）を実施し、県内ものづくり企業におけるDXの活用を促す。

ア 県内企業がDXの理解を深め、導入推進に向けたセミナーを開催すること。（3回程度）テーマや開催時期等、実施内容については、契約締結後、県と詳細について調整・協議すること。

イ (1) の調査結果やアに参加した企業から、課題や方向性を共有できるグループをテーマごと（3テーマ程度）に構築し、これらのグループにおけるDX推進の取組を専門家派遣等により支援（1グループ3回程度）すること。

また、グループに参加した企業間でネットワークの構築が図られる仕組みを取り入れること。

ウ 県内ものづくり中小企業（3社程度）に対して、DXを推進するために専門家派遣等による個別支援を実施すること。

## 5. 業務の進め方

### (1) 実施計画書の作成

ア 業務受託者は、県と協議のうえ、実施計画書を作成するものとする。

イ 業務受託者は、実施計画について変更が生じたときは、適宜県と協議を行い、事前の承認を得るものとする。

### (2) 運営・管理に係る総合調整

ア (1) で定めた実施計画に基づき、業務受託者は運営・管理に係る総合調整を行うものとする。

イ 打合せ・調査等には企業の現状を踏まえて、積極的にウェブ会議システム等を活用することとする。

(3) 企業調査の進め方

ア 調査項目の内容等は適宜県と協議すること。

(4) 委託業務完了報告書の作成と提出期限

業務受託者は適宜、実施記録を作成するとともに、事業終了後に委託業務完了報告書を県に提出するものとする。

ア 提出期限

提出期限は、事業の最終実施日から起算して30日を経過した日又は履行期限のいずれか早い日までとする。ただし、イに掲げる①については委託業務着手時に提出することとし、③については各調査結果記録の一次データを第1回目の有識者会議に資料として提出することとする。④については各有識者会議終了から10日後以内を提出期限とする。

イ 事業実績報告書の体裁、部数、提出方法等

体裁は次のとおりとし、すべての内容を網羅した非公開用と企業を特定出来る情報(企業名、所在地、企業HPのURL、商品名等)を記載しない公開用の2種類の電子データ(CD-R)1セットと紙(A4両面)3部を提出するものとする。

- ① 委託業務実施計画書(実施内容及び実施スケジュール)
- ② 委託業務完了報告書(委託業務の実施結果)
- ③ 各調査結果記録
- ④ 有識者会議の議事録
- ⑤ 取組推進に向けた課題分析・検証及び提案・提言
- ⑥ その他、指示するもの

ウ 納入場所

三重県 雇用経済部ものづくり産業振興課 ものづくり推進班

## 6. 契約上限額

金13,194,299円(消費税及び地方消費税を含む)

契約額には、企画提案書に基づく委託業務のすべて、県等との打ち合わせに関する費用を含むものとする。

## 7. 監督及び検査

契約条項に規定するところによるものとする。また、履行確認は、委託業務完了後の別途指示する日時・場所において実施するものとする。

## 8. 委託料の支払方法、時期

委託料の支払は、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に行うものとする。

なお、必要に応じて概算払いとすることができるが、概算払いを受けた場合は実績報告時に別途精算書類を提出すること。

## 9. 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

## 10. その他特記事項

(1) 業務受託者は、業務の遂行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 県に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じる恐れがある場合は、県と協議を行うこと。

(2) 県は、業務受託者が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

(3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者又は従事していた者は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。

(4) 業務内容は、ユニバーサルデザイン、環境、人権に配慮し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応すること。

(5) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。

## 11. 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県 雇用経済部 ものづくり産業振興課 ものづくり推進班

担当 大西、木村

電話：059-224-2749 ファクシミリ：059-224-2480

電子メール：monoza@pref.mie.lg.jp